

した爲の名稱で、十村肝煎とも十村頭とも言  
うた。然るにその後十村肝煎に缺員を生ずる  
毎に、數組が併せられて、寛永十三年三月  
大組・小組の區別が起つたが、それでも十村  
肝煎の名を改めず、萬治以降に至り略して單  
に十村と稱することになつた。十村の任務は、  
所管の農民を支配し、常に部内を巡視して、  
高方・收納方その他一切の農事を監督するに  
在つた。

(一)引越十村—十村は原則として、その組の  
屬する郡内の者から選ばれるが、若し適任者  
がない時は他郡から採られることもあつた。  
引越十村といふのはそれである。

(二)御扶持人十村—單に御扶持人とも組持御  
扶持人ともいひ、十村にして藩から扶持を興  
へられたものである。百姓で特別の功勞があ  
つた爲扶持を授けられた者は、前田利家の時  
からあるが、職務が十村である爲にそれを受  
けたのは承應二年に初る。御扶持人十村は諸  
郡打銀主付・定小物成取立人・散役・散許等を兼  
ねた。

(四)無組御扶持人十村—御扶持人十村で、配  
下の組を有しないものをいふ。寛文元年御扶  
持人中から一郡を通じた監督を要する必要のあ  
つた時、若し監督者に自身直轄の組を有せし  
める時は處置不公平とある恐れがあるから之  
を除き、而して組下百姓から録手米を徴收す  
ることが出来ぬから、その代りに藩の代官と  
して取扱ふ租米を多からしめて、手数料の所  
得を増すことにした。無組御扶持人中に就い  
て諸郡御用棟取を命ぜられることもあつた。

(五)平十村—御扶持人十村又は無組御扶持人  
十村にあらざる十村は、凡べて平十村といは

れた。

(六)十村並—御扶持人十村並・無組御扶持人  
十村並・平十村並といふは、本役に進むべき  
試験で、扶持を興へないのを普通とする。

(七)十村列—御扶持人十村列・無組御扶持人  
十村列・平十村列は、多年本役を勤務し老後  
之を免ぜられたもので、従来の扶持の全額又  
は半額を給せられ、或は全く之を興へられな  
い。平十村列には、十村以外の職で功勞のあ  
つたものも、之に列せられることがある。然  
る時は名は十村であるが、尙前職を掌つた。

(八)十村の沿革—十村の制久しく行はれて漸  
く積弊があつたから、享和中改めようとして  
成らず、文政四年遂に十村を罷め、百姓を郡  
奉行直屬とし、従来の御扶持人十村・無組御  
扶持人十村を惣年寄、平十村を年寄並とい  
うて郡奉行の補佐とした。元來百姓は十村でも  
苗字を許されなかつたものであるが、この時  
惣年寄にのみ之を冒さしめ、天保六年には年  
寄並にも及ぼした。然るに郡奉行と百姓との  
間に仲介機關を失うて、却つて政績を滞滞せ  
しめたから、十年再び十村を復し、御扶持人  
十村・無組御扶持人十村にのみ苗字を許して、  
平十村には之を稱せしめざることにした。

(九)十村の廢止 明治三年九月廿四日金澤藩  
は、無組御扶持人十村・御扶持人十村を廢し  
て、史生加郷長棟取とし、平十村を史生加郷  
長とし、新田裁許を史生加郷長次列とした。  
史生は藩廳の吏で、史生加は史生補といふに  
同じい。次いで閏十月郷長棟取を里正棟取、  
郷長を里正、郷長次列を里正次列と改めた。

トヲムラクミ 十村組 加賀藩に於いて十  
村の支配する組名は、屢變遷して居るが、そ

の早期にありては十村たる者の人名を以て呼  
んだのである。例へば寛政九年改定の能美郡  
十村組名に釜清水所兵衛組・三坂村孫助組と  
いふが如き類である。然るに享和二年の改定  
では釜清水組・三坂先組の如き固有の組名が  
用ひられて居る。その最後の改定は文政四年  
及び天保十年に在つて、左の組名となつた。  
○文政四年仕法

能美郡—輕海組。山輕海組。板津組。北板津  
組。東山上組。山上組。苗代組。粟津組。山  
粟津組。德橋組。  
石川郡—鞍月組。宮權組。山島組。上河内組。  
下河内組。林組。米丸組。中奥組。戸板組。  
河北郡—金浦組。五ヶ庄組。井上組。英組。  
笠野組。金津組。濱金津組。  
羽咋郡—押水組。邑知組。土田組。富來組。  
鹿島郡—山三引組。東庄組。西庄組。崎山組。  
熊木組。島八ヶ組。  
鳳至郡—南北組。河原田組。櫛比組。七浦組。  
仁岸組。山田組。上町野組。下町野組。  
珠洲郡—木郎組。若山組。三崎組。

○天保十年仕法  
能美郡—輕海組。板津組。北板津組。山上組。  
苗代組。粟津組。德橋組。(小松・安宅は町支  
配)  
石川郡—鞍月組。宮權組。山島組。河内組。  
林組。米丸組。中奥組。戸板組。(金澤・宮腰・  
松任・本吉は町支配)  
河北郡—金浦組。小坂組。五ヶ庄組。井上組。  
英組。金津組。  
羽咋郡—押水組。邑知組。甘田組。土田組。  
富來組。

鹿島郡—上淺井組。下淺井組。一青組。矢田

組。熊木組。島組。(所口は町支配)  
鳳至郡—南北組。大屋組。河原田組。櫛比組。  
仁岸組。諸橋組。上町野組。下町野組。  
珠洲郡—木郎組。若山組。直組。正院組。  
トヲムラクミ 十村組 加賀藩所 寛文  
六年能登及び越中に十村寄合所を置き、十村  
等が日を定めて集會協議した。同八年に至り  
領内三州共に之を設けることとし、元祿の頃  
には既に相談所と稱してゐる。

トヲムラクミ 十村組 加賀藩所 寛文  
六年能登及び越中に十村寄合所を置き、十村  
等が日を定めて集會協議した。同八年に至り  
領内三州共に之を設けることとし、元祿の頃  
には既に相談所と稱してゐる。

トヲムラクミ 十村組 加賀藩所 寛文  
六年能登及び越中に十村寄合所を置き、十村  
等が日を定めて集會協議した。同八年に至り  
領内三州共に之を設けることとし、元祿の頃  
には既に相談所と稱してゐる。

トヲムラクミ 十村組 加賀藩所 寛文  
六年能登及び越中に十村寄合所を置き、十村  
等が日を定めて集會協議した。同八年に至り  
領内三州共に之を設けることとし、元祿の頃  
には既に相談所と稱してゐる。